

全建事発第 105 号
令和 6 年 1 月 12 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人全国建設業協会
会長 奥村 太加典
〔公印省略〕

令和 6 年能登半島地震による災害の発生に伴う
建設業法等上の特例措置等について

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
令和 6 年能登半島地震については、「特別非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置法に関する法律」に基づき、1 月 11 日付けで公布・施行された「令和 6 年能登半島地震による災害についての特別非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」及び「国土交通省告示第 12 号」により、各法律や規程で延長に関する措置や義務の免責に関する措置等が実施されることとなった旨、国土交通省より通知がありました。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、本件につきまして貴会会員企業の皆様へ周知賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

(添付資料)

- (建設業法) 令和 6 年能登半島地震による災害の発生に伴う建設業法上の特例措置等について
- (建設リサイクル法) 令和 6 年能登半島地震による災害の発生に伴う建設リサイクル法上の特例措置等について
- (浄化槽法) 令和 6 年能登半島地震の発生に伴う浄化槽法上の特例措置等について
- (ストックヤード運営事業者登録規程) 令和 6 年能登半島地震による災害の発生に伴うストックヤード運営事業者登録規程上の特例措置等について

以上

(担当) 事業部 山中
TEL 03-3551-9396
FAX 03-3555-3218
メール jigyo@zenken-net.or.jp